

582

国防費と加俸制撤廃

李東華著

黄人社パンフレット第五輯

特255

998



\*0007266000\*

3

0007266-000

特255-228

国防費と加俸制撤廃

李東華・著

黄人社

昭和9

ABH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権第67条の規定に基づき、平成12年5月1付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

特 225  
228



費と加俸制撤廢



## 國防費と加俸制撤廢

### 一、加俸問題の論點

すでにこれまで朝鮮統治の改革を論じた人であつて、官吏の加俸制度を問題にしなかつた例はあるまい。さうして、その大部分は、財政々策乃至は社會政策的見地からといふよりも、寧ろ朝鮮人一般に與える心理的な効果に着眼して、かかる制度の撤廢を主張したものである。

それも亦無理ではない。由來朝鮮人は、意識的にせよ無意識的にせよ、官吏に對して著しい尊敬の念を持つてゐる。官權萬能の思想が、傳統的に朝鮮人の頭を支配してゐるからである。従つて、朝鮮人官吏は、いはゞ朝鮮大衆を代表する名譽ある地位にあるものと見做されてゐた。

それが任用上の實質に於て、不平等な加俸制度の下に、内地人官吏と完全な差別待遇を受けてゐるのを眺むれば、内心穩おだやかでないのは當然である。殊に、低脳兒でなければ朝鮮人は官吏たり得ないと、謂はるるに至つては一視同仁だ等といつても、實は口さきばかりだと思ふのである。

日頃抱いてゐる種々のかうした不平が、最も簡單に加俸制度を通じて、具體化される可能性が多い。改革論者の多數が恐れたところは此の點である。

しかし、翻つて考へてみるならば、加俸制度の撤廢によつて、直接影響を受けるのは内地人官吏に外ならない。これは甚だ明瞭なことであるが、従來の改革論者は、朝鮮人の心理を肯定するに急であつて、内地人官吏については極めて不親切であつた。勿論加俸は不當である。とはいへ、何故不當であるか、これを論理的に證明しなければならぬ。即ち、内地人官吏

は加俸なしに、朝鮮に於ける生活を支障なく維持し得ることを論ずべきである。かかる時、問題は心理的範圍を脱して、純然たる經濟的領域に移る。

とはいへ、かうした内地人官吏を考慮にいれた、私經濟的な觀察も勿論必要であるが、加俸制度のごときは、更に一步を進め、國家經濟の立場にたつて、始めて假借なく検討することが出来る。いふまでもなく、ただ朝鮮人官吏の生活程度の向上のみを念とし、他を顧みず主張せんとするならば、何も加俸制度を撤廢しなくとも、朝鮮人官吏の増俸を計ればいいわけである。又、内地人官吏が、かかる制度を急に廢止するならば、一應不滿を抱くことも充分想像の出来ることであるが、客觀的な社會的事情がこれを要求するなら、致し方もない次第であらう。今まではかういふ區々たる不平不滿を中心として、或ひは撤廢を強調し、或ひはこれを拒み、依然と

してこの制度は存續して來た。さうして、これに附隨して、財政的な點が僅に觸れられたに過ぎない。即ち、問題は終始逆立ちをし續けて來たのだ。反對に、加俸撤廢の歴史的、社會的必然性の觀點から、心理的問題に移るべきである。

## 二、官吏と俸給との關係

一概に加俸といつても、加俸には任地加俸もあれば職務加俸もある。又、年功加俸もある。これまで加俸問題として扱はれて來たのは、無論その最初のものであるが、又、第二第三のものも閑却出來ない。なるほど任地加俸こそ、外地や外國に駐在する官吏に獨特のものではあるが、しかし、職務や年功の諸加俸も亦、それぞれ内地のそれとは區別されなければならぬ點が多い。さうして、加俸制度の廢止の結果、要するに内地人官吏が減俸されるとしても、それは任地加俸のみの範圍で、寧ろ後二者は、

これと一率に減俸されることが不可であるのみならず、私見によれば更に適當な場合には加俸の率を加へてもよいと思ふ。勿論職務及び年功の諸加俸の増率は、朝鮮人官吏も併せてこれに含めなければならぬ。かかる意見は、かなり自由な獨斷のやうに見えるかも知れないが、元來、加俸とか恩給とかいふものは、社會政策的方面に重要性があるので、單なる報酬とはその意味を異にする。例之國家財政の負擔輕減に重點を置くにしても、加俸の社會政策的方面をおろそかにすることは出來ないのである。又、これを無視しては、事實上加俸撤廢は實現不可能であらう。

誤解のないやうに願ひたいが、私はいささかも内地人官吏の不平を恐れて、かういふ主張をするのではない。いやしくも官吏たる以上、「大義名分」からみるならば、彼が内地人であれ朝鮮人であれ、加俸は勿論、俸給の額についてすら、云爲することは出來ない筈である。最初に述べた朝

鮮大衆の不満のごときも、かういふ見方からすれば、國家及び官吏に對する無知から生れたもので、肯定は愚か、實に取るに足らぬ感情と一蹴することも出来るのだ。

官吏は忠實の義務を負ひ、専心一意國家に奉ずべき義務を有し、且つ又、品位を保持すべき義務を持つてゐるから、自己の時間及び勞務を、私生活のために用ふる餘裕がない。従つて國家が官吏の身分を有するものに對して、その私生活を多く省みる必要なく、品位を保持し得る程度に、生活の資料を給付しなければ、その義務を完全に履行せしむることが困難である。これが普通、國家が官吏に對し、俸給の支給を受け得べき権利を認むる理由である。

換言すれば、官吏に對して俸給を支給するのは、その身分に相當する生活の資料を支給するのが主眼で、勞務に對する報酬を支給する趣旨では

ない。勞働者の賃銀と意味を異にする所以である。しかし、俸給額の多少を定むる標準につきて、勤勞を要する事務の繁簡、熟練の程度等を參酌するから、一見、勞務に對する報酬のごとく見ゆるのである。

とはいへ、これは支給額の多少を定むるに過ぎないのであつて、俸給そのものの主要なる分子が、官吏の身分に相當する生活資料の給付にあることを妨げない。

即ち、俸給の支給を受け得べき権利は、國家に對して特別の服從義務を負擔するものに、國家が一方的に付與するものである。全く公法上の權利で、嚴密に私法の範圍から區別されなければならない。従つて、みだりに自己の權利を主張することは出来ないわけである。

それにも拘はらず、敢てかういふ加俸問題が論議されるのは、ひとつには官吏任用の性質が明瞭でないからである。

事實、これについては昔から種々の説があつた。最初は私法上の契約であるといふ主張もあつた。官吏任用は、或はこれを雇傭契約とし、又は委任契約とし、時としては無名契約とする説も發生した。その後に至り、これは私法上の性質を有するものでなく、全く公法上の性質を持つものであると唱へらるゝに至つた。即ち、國家が一個人に對して、納税の義務を課するために官吏を任用するのであるといふ説も起り、結局、具體的立法的行爲であることが認められた。

とはいへ、今日に於ては立法行爲説は全く否認されてゐる。唯官吏任用は國家の一方的法律的行爲であつて、所謂處分であるとの説が行はれつつある。即ち國家が各個人に對して權力を以て官吏關係を設定するものである。國家の一方の意思によつて官吏關係を作るが故に、即ちこれは處分行爲であるとの説が通常行はれるのである。

すべて公法上に於ては、國家と一個人との法律關係を設定することは、合意に依て之を生ずるものではない。國家と一個人とは同等の地位に立つものでない。故に國家の權力によつて官吏を設定する以上、この設定行爲は合意又は契約といふことは出來ない。且、官吏の負擔すべき義務も官吏の有する權利も、國家の法令によつて一定せられてゐる。かかる時、いかにして官吏との合意によつて、これ等の權利義務を定むるといふことが出來ようか。従つて國家が一個人を官吏に任用するのは、國家機關の一方的行爲であつて、決して双方向的行爲ではない。しかして、一方的行爲は即ち處分であるのといふのだ。

かくのごときが行政法上の通念である。かういふ考へ方も或意味に於ては正しいであらう。しかし、餘りに形式的であり、觀念的であるのを免れない。われわれは抽象的な國家に屬してゐるのではなく、具體的歴史的

な日本國家の、特定の社會事情の中に生活してゐるのである。

私が俸給の増減に於て、社會政策的方面が重要であるといふのは、斷じて官吏の感情的不平を氣にしていふのではなく、どこまでも國家的見地に立つて、國家の目的を達成せんがためにいふのだが、私のいふ國家は、決して行政法上の抽象的國家ではないのである。「大義名分」は現實の動きによつて裏づけられ、始めて強力なものとなることが出来る。内地人及び朝鮮人官吏の不平も、それが私情によつて歪められたものでなく、社會的必然性の正確な表現であるならば、私はこれを肯定するに吝<sup>やぶさか</sup>なるものではない。それ故にこそ社會政策を強調しもするのである。

しかし、眞に國家の現實が加俸撤廢を要求する場合には、事情は行政法的に解釋された國家が、形式的に規定してゐるところと、何等變りはないのである。官吏は國家に對して、斷じて反抗は許されない。さういふ意味

に於て、一應行政法上の常識を心得置く必要があるのだ。

### 三、過去に於ける減俸問題

かういふ社會の現實性を無視し、社會政策的な考慮もなしに、減俸を實行しようとして失敗した例がある。その失敗の経過がいかなるものであつたか、その主張の原因及び方法に於て、われわれの加俸撤廢と比較して、いかなる點が相違してゐるか、——以下簡単に敘述を試みよう。

昭和四年十月十五日、閣議で政府が官吏俸給及在勤俸の削減を左のごとく決定したことに端を發する。

#### 俸給

- 一、年額千二百圓を超ゆる高等文官及び武官の俸給定額に對し、大凡一割を減ずること。
- 二、判任文官の俸給に付ては月額百圓を超ゆるもの限り、これを



改訂すること、但しその減額割合は高等文官に比し相當緩和すること。

三、待遇官吏俸給定額に付ても、文官の例に準じてこれを改訂すること。

在勤俸

左の在勤俸給は共に適當に整理減額すること。

- 一、朝鮮、臺灣、關東州、樺太及び南洋群島在勤の文武官の在勤俸
- 二、在外文武官の在勤俸
- 三、在外研究員の給與及び海軍航海加俸

本改訂は昭和五年一月一日よりこれを施行すること

減俸の事情は同日の閣議に於て、井上藏相から次のごとく説明があつた。

所得税を始め、各種の租稅收入が著しく減少してゐるので、これが缺陷を補ふため大藏省に於ては種々考究を盡してみたが、この場合官吏の俸給を相當程度に減ずるのやむなき事情に立ち到つた。然して、右減俸の結果として、俸給に於て約七百萬圓、在勤俸の改訂によつて約百萬圓、合計約八百萬圓の財源を捻出する見込みである次第を詳細に報告し、俸給及び在勤俸の改訂案を提示して審議に入つたが、本案は陸海軍にも關係し、海外出張員等にも直接影響がある上に、官吏の能率、士氣に重大なる關係があるので、種々の意見も出たが、結局今日の場合、國家の大局から考慮して、この程度の俸給減額は止む得ざるものとして大藏省原案を承認し、引續き右に關する濱口首相の聲明書を承認して散會した。この減俸案では、減俸率が年俸千四百圓六分減、同千八百圓八分減、同二千圓以上一割減の外、特に各省大臣の年俸は一割二分減、總理大臣の年俸には最

高率一割六分減とする。

この減俸案に反對して東京地方、區裁判所、控訴院の六十名の少壯検事が先驅として起つた。即ち一般司法官は行政官より俸給上冷遇を受け、隱忍すること約三十年、最近漸く均衡問題がやかましくなつて來た折、突然この減俸となつたので先づこれ等の検事は司法官の地位を侮辱し、事情を解せざるも甚しいものとして、十六日午後退廳前後に、地方、區、控訴院の各検事室に部長級検事以下少壯検事みな秘密會合し協議を遂げた結果、徹底的に減俸案に反對撤回を迫ることに一決、左の意味の決議をなし之を上司に提出することになつた。

### 決議

官吏減俸案は吾人司法官現在の待遇より見て極めて、不合理なるを以て、これに反對し即時撤回を希望す。

これに呼應して、判事も奮起し、この案に對する反響が各方面に異常な衝動を與へた結果、組閣以來、比較的順調に進んで來た内閣も、世間の怨嗟の的となり、司法官の反對を先頭として續々反對氣勢が揚がらんとするに及び、政府及び與黨首脳部ではその成行に就き少からず憂慮し、十八日の定例閣議に於て、濱口首相から減俸案が意外にも國民多數の誤解を受けたのを遺憾とする旨の開陳あつて後、井上藏相から豫期以上の反對があつたのは實に遺憾であるが、この案は慎重考究した結果であるから、今更撤回とか根本的改案は絶対不可能である。しかし非難に顧み、減俸率の緩和若くは減俸基準の變更について十分考究し、司法官優遇問題に關しては、明年度分としての新規要求に付、財政上何とか都合をつけたいと思つてゐると述べた。

某閣僚からは、世上の非難が深刻であるから、根本的改案をなすか撤回

してはとの意見も出たが、この際は井上案に大體意見一致した。併し政府は二十二日の閣議に於て聲明書を發表し、これを撤回した。

聲明書 十月十五日の閣議に於て決定したる官吏の俸給在勤加俸等の整理減額の件は、世論の趨向に顧み本日の閣議に於て之を取り止める事とせり。

#### 四、現在に於ける加俸撤廢の意義

右の経過に於て、第一に注意すべきは、すでに昭和四年頃に於ても、外地に於ける在勤加俸が、少くとも減額さるべきことが政府によつて具體化されたといふ事實である。しかもこの減俸問題が失敗に歸したのは、内地に於ける司法官等の他との「均衡」の主張であつたことを忘れてはならぬ。

われわれが加俸撤廢を主張してゐる現在は、當時と餘程事情が異つて

ある。當時に於ける減俸の原因は「所得税始め各種の租稅收入が著しく減少してゐるので、これが缺陷を補ふ」ためであつた。即ちデフレーション政策に伴ふ消極的な財政政策がその唯一の原因であつたのである。

デフレーション政策に伴ふ財界の恐慌克服策として、當時は一般に經營の合理化が極度に行はれてゐた。即ち冗員を淘汰し、高給者に換ふるに、低給者を以てするといふがごとき、經費の節約は民間と言はず、官廳と言はず有らゆる方面に採用され、従つて俸給生活者の平均賃金は、恐慌期は勿論、その後にも低下してゐたに違ひないことは、統計的數字を待たないでも、充分想像の出来るところである。この外、經營困難或は不況の名の下に、賞與手當等減額された事は事實である。然るに現在はこれに反し、インフレーション政策によつて財界は好轉し、その反映が俸給又は總收入を、大體に於て増加させてゐる傾向がある。

かかる時、われわれが加俸撤廢を極力主張することは、恰も時勢に逆ひ、現實を知らないもののやうに思はれよう。しからば當時の濱口内閣は時代の風潮に乗つたために、見事に成功してゐねばならぬ筈ではないか。詢に減俸は、單なる財政の彌縫策として、現實を糊塗するために行はれてはならないのである。しかも減俸によつて、僅かに八百萬圓の財源を燃出するためであつた。

かくて財政々策のみを主眼としたため、社會政策的方面を忘れ、ただ全面的に減俸を行はんとしたため、遂に見苦しくも原案撤回を餘議なくされたのだ。一般司法官は、行政官より俸給上冷遇を受けて隠忍してゐたといひ、均衡問題を楯に、遂にその主張を徹した。さうして、世間も亦、正當としてこれに和した。

しかしながら、彼等は果して、外地在勤加俸の問題の脊後に、當時と雖

も、朝鮮及臺灣人の諸官吏が、彼等と同様の理由で、反對に政府支持すべき状態にあつたことを考へてみたであらうか。

勿論、減俸は他との均衡を考慮して行はるべきものであつて、然らざる限り意味はないのである。とはいへ、これは方法の問題であつて、本來、減俸を行ふ理由とはなり得ない。勿論、減俸の結果、均衡が取れるならば、最も理想的にはちがひないが、單にこれがため減俸を行ふのではない。われわれの主張も亦、朝鮮人官吏と内地人官吏との俸給の不均衡を理由として、加俸撤廢をさげんでゐるのではない。一九三五、六年の危機は目睫の間に迫り、世をあげて物情騒然たる折柄、朝鮮人官吏の感情的不平を正當化して、改めて加俸撤廢を蒸し返さんとするのではない。

更に又、デフレーション時代とちがひ、必ずしも政府が單にその財政を租稅收入に俟つものでなく、減俸による餘剰を絶対不可欠の財源とする

必要のないことも知つてゐる。例へば財源をこれに求めることを、茲にわれわれが提唱するにしても、それは政府に姑息なる財政々策を進言せんがためではないのである。

然らば、何故にわれわれは即時加俸の撤廢を主張するのであるか。いかなる目的のためであらうか。

いふまでもない。現在國家の主要なる目的は、國防の完備に集中されてゐる。あらゆる政策、——財政々策、外交政策、産業政策、社會政策、等々は、すべて國防政策を中心に廻轉してゐる。

かかる時、われわれの主張が他に如何なる目的を持つことが出来よう。加俸撤廢による剩餘金の全部は、すべて國防の目的のために使用さるべきである。これは最も緊急を要する問題だ。國家が、かかる現實的な目的を持ち、これを遂行せんとする場合には、所謂形式的な、前述の行政法

上の概念のごときも、茲に生々しい光を放ち來るのであつて、官吏は國家に對し、何等抗言の餘地はないのである。

### 五、加俸制度の實際

明治四十三年日韓併合以後、朝鮮内の内地人官吏は、全部本俸外に、本俸の十割、即ち本俸と同様の加俸を受け、同時に更に相當の官舎料をも受けてゐた。

しかるに、大正八年齋藤氏が朝鮮總督として新に赴任すると共に、政府に於て自發的に十割の加俸を六割に減下した。しかし、官舎料は依然としてこれを支給してゐるのである。(但し、勅任官は四割である。)

何故にかくの如き加俸が支給されたかといへば、日韓併合前後に於ては、朝鮮は極めて交通が不便であり、各種物價も高騰し、その他事實上、日本内地より生活に不便と困難を感ずるところが多いために、政府が社會

政策的に、これ等の外地に於ける内地人官吏に對して加俸制度を實施したのである。

しかるに現在に於ては、ブロック經濟の遂行と共に、朝鮮は日滿兩地を結ぶ要衝であり、軍事的にも經濟的にも、その交通網が決定的な役目を果さざるを得ない。そこで朝鮮鐵道局は、去昭和二年に「鮮鐵十二年計畫」を立て、昭和四年以降、年度割豫算千五百萬圓を以て、鐵道の普及に努めつつあつた。しかして、最近、更にこの十二ヶ年計畫を改訂し、單に線路の普及のみではなく、「日鮮滿鐵道交通統制」「自動車運輸との關聯」等が急激に注目され、着々と實行されてゐる。手許にある朝鮮總督府八年度豫算を見るに、鐵道建設及び改良費に、三、〇〇〇、〇〇〇圓の支出がされてゐる。

去昭和七年十二月一日現在に於ける朝鮮の鐵道料程は官私併せ左に掲

ぐるごとく、開業線四千餘料、建設中線千五百餘料である。(今では、一層増加してゐるものと見なければならぬ。)

	開業線	建設中線
國有鐵道	3,141.7	1,215.2
私設鐵道	927.0	320.5
計	4,068.7	1,535.7

「備考」 昭和七年十二月一日現在  
朝鮮總督府「朝鮮鐵道狀況(第二十三回)」による

又、海上の方面は如何かといふに、命令航路は十七線と決定されてゐる。京城日報により配線狀勢を見ると、廢止されたものに釜山濟州島航路、變更されたものに、朝鮮北支那、釜山博多、木浦濟州島、釜山元山、新義州沿岸の五線、新設されたものに西鮮東京航路がある。又裏日本遞信省命令

航路は九月末に決定、北日本汽船——羅津起點敦賀線、北陸汽船——羅津、起點伏木線である。

羅津、敦賀、羅津、伏木が遞信省命令航路となつたが、この羅津港は種々の經緯を経て、七年八月二十三日に總督府令によつて、吉林と日本海を結ぶ終端港と正式に決定され、同時に九百萬噸を吞吐する大築港計畫が具體化された。

かくのごとく、陸に海に日鮮滿の關係は益々密接となり、交通網も日本内地に比して遜色なき状態である。

しからば物價は内地に比して、依然高騰してゐるであらうか。

現在本國經濟の一般状態を特徴付けるものは、インフレーションの進行である。これが朝鮮に如何に現はれたかを見るに、勿論朝鮮でも物價は騰貴した。しかし、その物價も内地のそれに比すると騰勢は可成り鈍

い。今物價を内地と比較すれば左表のごとくである。尤も、左表は指數の基年が異なるので、そのまま相互の比較は出来ない。然しそれぞれの地方の傾向だけは窺へる。

卸賣物價指數比較表

	京 城	東 京
6年 7	146.27	121.5
8	146.93	119.5
9	146.40	117.5
10	140.30	116.0
11	138.36	116.0
12	140.40	125.0
7年 1	142.56	130.1
2	144.06	134.4
3	143.43	128.6
4	137.80	125.0
5	137.06	121.8
6	132.90	122.4
7	134.36	124.3
8	142.33	141.0
9	148.66	144.0
10	149.26	148.8
11	—	156.1
12	—	158.7

「備考」東京は東洋經濟調（大正二年一月100）

京城は朝鮮銀行調（明治四三年七月100）

即ち七年に於て、東京では五月に底を入れ上昇に轉じたが、京城に於て

は六月を轉期としてをり、而も昂騰の程度は、東京に比し、京城は鈍いことを知る。例へば六月と十月とを比較すると、東京が二一%五の騰貴を示したが、京城は一二%三にとどまる。

かかる時、加俸制度の社會政策的意味は、その任地加俸の限りに於て、當然消滅してゐるのである。のみならず、一方に於て、日韓併合當時に於ては、未だ官吏としての事務に習熟しなかつた朝鮮人が、斯くその資格を充分に具へ、生活程度も高くなつた現在では、明らかに不合理といふ外はない。

今、昭和七年度末現在、朝鮮總督府に於ける所屬官吏數は（囑託、雇員を含む）

内地人 四〇、二五五人  
朝鮮人 二七、二六一人

位圖) 昭和七年末現在

職	託	其他ノ職員	合	計
五	四三二	四六、四六〇、六七七	七、〇九九、九二三、四七三、二八、八〇〇	
七	一五六	一九二、五〇四	一、〇二二	七六、四〇三
一	六三	四三、九三〇	五七	四三、九〇三
一	二九六	一三、三三八	二〇三	七七、三五六
二	九七	八七、二〇二、九七七	七、九五六、五七三、〇四〇、二、五五〇、八七四、八二六	三、〇三三、六四〇

昭和八年度職員錄  
同總督府職員錄  
昭和九年度總督府施政年報

ニ依ル







朝鮮人官公職員數並俸給額

(單位圓) 昭和七年末現在

總計	警務局	學務局	法務局	農林局	殖産局	財務局	内務局	官房	勅任官		奏任官		奏任待遇		判任官		判任官待遇		嘱託		
									人員	俸給年額	人員	俸給年額	人員	俸給年額	人員	俸給年額	人員	俸給年額	人員	俸給年額	人員
三																					
八三、九九〇																					
二八九																					
四六四、二六七																					
四三																					
四〇、六六〇																					
九、一九三																					
六、三三〇、〇五九																					
八、七四四																					
四、一三〇、七六一																					
五七																					
三〇、四三三																					
八																					

昭和八年  
同總督府  
昭和九年



合計 六七、五一六人

而してこの俸給總額金は

内地人 四四、八七四、八一六圓

朝鮮人 一四、四八五、四〇三圓

合計 五九、三六〇、二一九圓

となる。而も別表によつて明らかなく高級吏員たる朝鮮人は極めて稀で、その多くは面長、面吏員等の下級吏員である爲、朝鮮人の俸給は一人平均年五百三十一圓三十六錢なるに對し、内地人の俸給平均は千百十四圓七十六錢となる。

即ちその實數にありて、内地人官吏は朝鮮人の約一倍半、この俸給總額は約三倍、更に俸給額の個人平均としては、約二倍となるのである。

故に若し朝鮮に於ける日本人官吏に加俸と舍宅料を支給せず、朝鮮人

同様に本俸のみを支給し、日本人官吏總數に、朝鮮人官吏俸給の平均額たる五百三十一圓三十六錢を以てすれば、毎年二千三百四十八萬四千九百二十圓の節約が出来る。参考のために詳細なる表を掲げて置く。因ちなみに加俸推定額は高等官百五十萬圓、判任官以下千六百萬圓、加俸總額、千七百五十萬圓である。(昭和八年度職員錄、昭和八年度朝鮮總督府職員錄、昭和九年度朝鮮總督府施政年報に依る)

濱口内閣が斷行しようとした減俸は、僅にその額は八百萬圓に過ぎなかつた。しかし均衡問題に端を發し、社會政策を無視したことによつて、囂々たる非難の渦を捲き起した。

しかるに今、理由もなく、反社會的な加俸制度を存續することによつて、年々、約二千三百五十萬圓の巨額が空しく消費されてゐるのである。國家非常時の際、これは甚だ陰慘な風景といはなければならぬ。

内地から朝鮮總督府に對する年々二千萬圓以上の補助額は一體何を意味するか。何人も、かかる加俸制度を撤廢し、その剩餘を以て、最も國家として緊急を要する國防の充實に當つることに、異論の出よう筈がない。

當局は濱口内閣の轍を踏まんことを恐れて、聊かも躊躇する必要はないのである。如何とならば、朝鮮に於ける内地人官吏の口から、均衡問題を論據として、抗議の出よう筈がないからである。生活程度に於て、現在は同じ官吏として、別に差異のない朝鮮人が、黙々として陰忍してゐる状態を彼等が知らない筈もあるまい。内地人官吏は、その能力に於て朝鮮人に何等まさるところもなく、しかも後者より裕福な生活をするることによつて、淺墓な優越感を抱いてゐるほどである。又、朝鮮人官吏にしても、無意識的に自棄的な氣分となり、サボタージュに走らないとも限らない。故にこの加俸撤廢によつて、内地人官吏の優越感を輕減し、同時に朝

鮮人をして、平等の地位に立つものの自覺を以て、潑刺と業務にたずさはらせることが出来よう。これを廢止することによつて、茲に均衡が始めて生ずるのである。

況んや、濱口内閣に於ては、その目的が因循なる財政々策による、少額の財源撙出であつたが、現在に於ける加俸撤廢は、最も積極的な國防政策の遂行のためである。しかして、濱口内閣は、減俸の提唱によつて、社會政策的な立場を失ふことになつたが、任地加俸の制度は、完全にこれを廢止することに於て、却て社會政策を強化することになるから、詢に一舉兩得といふわけである。

#### 六、加俸撤廢と社會問題

とはいへ、特に危険を冒し、窮乏に堪え、國境その他に於て、現在職務を執りつつある人々に對しては、その職務加俸の率を上げ、均衡を忘れない

ことが肝要である。かかる人々は、決して所謂「祿盜人」ではないからである。但し、これはいふまでもなく、内地人朝鮮人を區別せず、一樣に加俸しなければならぬのである。私と雖も、毫も官吏諸君の地位の低下を、ひたすら願つてゐるわけではない。

社會政策は社會問題の解決を目的とする。しからば社會問題とは如何なるものであるか。それは一切の社會に於ける一切の問題を含むのではなく、資本主義社會に於ける有産無産兩階級の對立に起因して發生する問題だけを指すのである。由來、官吏は一般に報はれるところの少い階級である。特に朝鮮人にあつては、これが非道いのである。しかし程度の差こそあれ、内地に於ける官吏も亦同様であらう。大多數は精神的屈辱を忍ばねばならぬ位地に置かれてゐる。彼等は相當の教育を受け、身分相應の見識を有してゐるだけに、その生活程度も、それほど低くは我

慢がならないのも當然である。彼等は中間階級に屬してゐる。官吏はこの階級の指導的な役割を果さなければならぬ。

英語で中産階級はミッドル、クラスであるが、この熟語は産業革命前から用ひられてゐた。それはブルジョア即ち町の人であり、「町人」を意味するものであつた。その後、ブルジョアは金持の異名となり、一面農民が都市へ移住するに及んで、ここにブルジョアとプロレタリアの二階級が、社會の主要階級となつた。一八四八年にマルクスが共産黨宣言を書いた時には、これだけの觀察をしたのである。併し、二階級の對立といふことは實は正確ではない。嚴然として中間階級といふものがあり、官吏はその首位に擧げらるべきものである。なるほどロシアの革命中には俸給生活者の活動は現はれなかつたが、サヴェートは大にかくのごとき階級的人物の養成につとめてゐる。

資本主義の下では、俸給生活者は一種の被使用人である。この點に於て判然と資本家と異なるのであるが、又それが筋肉労働者と異なる點は、直接的生産に従事するのでなく、事業の管理、又は取締りを行ひ、労働者を指揮し監督す立場にもある。従つて俸給生活者は、一方に於ては被雇傭者として、労働者階級と同じ地位に立つと同時に、他方事業の管理者、又は取締者として、資本家の代理者でもある。この二個の矛盾した面の統一物が、即ち俸給生活者である。従つて現在、この矛盾を止揚し、社會を指導してゆかなければならぬものは、實にこの中間階級といはねばならぬ。官吏はこの場合、資本家の代理者と異り、國務にたずさはる者である以上、社會問題の解決を自らの目的とすべきであり、國家は又、その立法、行政、司法の作用を通じて、先づ官吏の生活の向上を計るべき、社會政策を重んじなければならぬ。



朝鮮に於ける内地人官吏は、任地加俸の撤廢によつて、勿論犠牲を拂ふのであるが、これも亦、國家的目的の遂行のためには極めて必要であることを考慮し、社會問題解決のための一寄與であることを顧み、よろこんで政府の企圖に應ずべきである。

しかして、特別の才能、技術を有し、或ひは危険な職務に従事し、又は長年月孜々として國務にいそしむ者に對しては、國家は職務及び年功の加俸を行ひ、その加俸率を十割にしても一向差支さしつかえはないのである。

われわれは、任地加俸の撤廢の一日も早からんことをいひのつてゐる。海軍々縮會議を目前に控えて、或ひはその決裂が豫想されてゐる今、加俸撤廢による、當然削減さるべき費用を、國防の充實に使用すべきことこそ、詢に刻下の急務であると思ふ。

### 七、拓務省と朝鮮移民問題附記

黄人社パンフレット第四輯に於て、夙に私が警告を發せるごとく、事態は遂に一關東廳の局部的問題たるに止まらず、現内閣の運命を左右すべき重大なる形勢を惹起せんとするに至つた。

即ち、改革案に對する反對要旨は、一言にしていへば行政機能の確立といふことである。これが曖昧と混淆を飽迄排撃せんがために、茲に關東廳全職員は、國家的立場から斷乎として結束したのである。

かかる將來を豫想し、危惧の念に驅られ、私は前輯に於て再三縷述したのであつた。詢に遺憾に思ふ次第である。近く臨時議會を控へて、これは重要議題として検討されるであらう。

かかる時、朝鮮には又朝鮮として、更に附言すべき一事がある。詳説は他の機會に譲り、ここでは簡單にこのことに觸れて置く。

南鮮此方に於ける水害復舊豫算、五八一九〇〇〇圓の中、一三二四〇〇

○圓は、昭和十年度として計上し、本年度見積額、四五〇五〇〇〇圓中、一〇〇〇〇〇〇圓はこれを第二豫備金より、殘額三五〇五〇〇〇圓を責任支出の豫定であつたが、臨時議會招集決定のため、後者はこれを本年度追加豫算として、議會の協賛を求めの方針に決定したと傳へられてゐる。

この金額の大部分は土木事業費であると稱せられてゐるが、事實上、朝鮮災害避難民八百戸、北鮮五百戸を滿洲に移住せしめるための豫算、二〇〇〇〇〇圓が含まれてゐる。これは從來から繼續されてゐる朝鮮人滿洲移住費、二〇〇〇〇〇圓と併せ考へらるべきである。

更に注目すべきことは、この目的のために、外務省が年々一〇〇〇〇〇〇圓を補助してゐることである。

従つて、朝鮮總督府に於て計畫される、對滿朝鮮人移植政策に要する費用は、約五〇〇〇〇〇〇圓に上つてゐるわけである。

繰返すまでもなく、これは奇態な現象といはなければならぬ。われわれは目を皿のやうにして拓務省の名前を探すが、これを何處にも見出すことは出来ないのだ。

勿論、拓務省は、拓殖事業の指導奨勵、外移植民に關する事務を、もつぱら取扱ふところではあるまい。それは過去に於ては明瞭であつた。しかし、――

しかし端なくも關東廳の問題が、今日のごとき危機を生み、由々しき事情を招くに及んで、いささか人々は懷疑的にならざるを得ないのである。續々朝鮮人を滿洲に向つて移住せしむる事の可否は、それ自身としては暫く措く。又、朝鮮總督府の「日本人は朝鮮へ、朝鮮人は滿洲へ」の標語の下に取られてゐる、傳統的な移植民政政策が、朝鮮人の間では、態のいい放逐と考へられてゐることも茲では論じまい。

とはいへ、行政機能の確立が、世論を沸騰させてゐる現在、かかる拓務省を無視せる措置が、果してこの儘放任さるべきであるか否か。

しかも、外務省は嚴然とその存在を主張してゐるのである。

拓務關係による朝鮮人の移植が、一般大衆の感情の硬化をふせぐのはいふまでもないが、眼前の問題は、行政機能の區別と獨立である。かかる自明の理を、あらためて説かねばならぬとは、なんとたははけた事であらう。

私は總督府の廢止をまで極論した。とはいへ、これが直ちに實行され得ようとは思はない。せめて總督府に於ける拓殖事業の取扱いを、この際決然として拓務省に移管することこそ、現下の政情を明確に把握せるものの何人も否定し得ざるところである。

急を要する問題として、茲に再び反省を促す所以なのだ。

黄人社要綱

黄人社ハ黄色人種ノ大同團

結ヲ目的トス

一、朝鮮、臺灣、滿洲ニ於ケ

ル施政方針ノ調査研究

一、日、鮮、臺、滿融和ニ關ス

ル講演會ノ開催並ニ宣傳

一、パンフレット刊行

黄人社役員

社長	李東華
副社長	崔相德
專務理事	魏春源
理事	李喚燮
	吳武根
	朴來英
	具永根
	李雨均
	崔再雄
	崔有聲
	朴興奎
	尹熙昌
	崔永澤
	李根世
	朴采奎
	金振聲

昭和九年十月二十日印刷  
昭和九年十月二十五日發行

定價金貳拾錢

著者 李東華

編輯兼發行人 李東華

東京市世田谷區上馬町三ノ九四三

東京市京橋區築地三丁目十番地

印刷人 古橋照太郎

東京市京橋區築地三丁目十番地

印刷所 東京築地活版製造所

東京市世田谷區上馬町三ノ九四三

發行所 黄人社

振替東京五八三四〇番

國防と朝鮮人

第一輯

民族共同社會の提唱

第二輯

政党政治家に對する

進言狀

第三輯

拓務省廢止か  
總督府廢止か

第四輯

